

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

コーポレートガバナンスに関する基本方針<http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/pdf/cgpolicy.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3 - 1】 情報開示の充実

(3) 現在の取締役の報酬体系については、本報告書「2 - 1. 機関設計・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に記載しておりますので、ご参照ください。

なお、取締役の報酬決定の方針を、中長期的な経営計画を踏まえて、より具体的なものとするため、指名報酬諮問委員会において、方針の骨子に関する議論を進めてまいりましたが、今後は、詳細な制度設計含めて、引き続き検討してまいります。

(4) 取締役候補・執行役員の指名・選任にあたっては、国籍、性別に拘わらず、人格、見識、能力の優れた人物を指名・選任しております。具体的には、取締役社長が当社取締役および執行役員と協議を行い、必要に応じてグループ各社役員との意見交換や候補となりうる者との面談を実施して候補者案を作成し、指名報酬諮問委員会を経て、取締役会にて審議のうえ、取締役候補および執行役員を指名・選任しております。

なお、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名の方針、手続きについては、指名報酬諮問委員会を中心に引き続き検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 3】 最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)の適切な監督

当社は、執行役員に対しトレーニングを実施するとともに、複数部門での業務経験や、経営会議をはじめとする重要な会議への出席等の、経営者としての知識・経験が深まる取組みの場を提供することにより、将来の経営陣幹部の育成に努めております。

また、当社の企業理念や経営戦略に沿った経営陣幹部を、社外からの候補者も含め、適正に選定することが、当社が持続的成長を遂げる上で重要であると認識しており、役員の体系的なトレーニングを含めた経営陣幹部の後継者計画については、引き続き指名報酬諮問委員会を中心に検討してまいります。

【原則4 - 14、補充原則4 - 14 - 1、補充原則4 - 14 - 2】 取締役のトレーニング方針の開示

当社は、執行役員就任時に、経営者として必要な財務・法務に関する研修を実施しております。また、就任以降についても外部機関を活用した経営者教育の機会を会社費用により設けており、経営に関する理解を深める取組を実施しています。社外取締役に対しても、取締役就任時および就任後必要に応じて、当社の事業活動、歴史、経営環境等について理解を深めていただくことを目的とした説明を行っております。

なお、当社の企業理念や経営戦略を踏まえた体系的な取締役および執行役員のトレーニングに関する方針の整備が必要と認識しており、経営陣幹部の後継者計画とあわせて、引き続き指名報酬諮問委員会を中心に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】 政策保有株式の保有方針および議決権行使基準の開示

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する方針を定めております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

コーポレートガバナンスに関する基本方針<http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/pdf/cgpolicy.pdf>

【原則1 - 7】 関連当事者間取引の手続きの枠組みの開示

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、取締役、執行役員および主要株主等の関連当事者との取引に係る手続きの概要を定めております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

コーポレートガバナンスに関する基本方針<http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/pdf/cgpolicy.pdf>

【原則3 - 1】 情報開示の充実

(1) 当社は、経営理念および中長期経営計画を策定しております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

グループ企業理念<http://www.nomura-re-hd.co.jp/company/philosophy.html>

中長期経営計画<http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/management/plan.html>

(2) 当社はコーポレートガバナンスに関する基本方針を策定し、コーポレートガバナンスの基本的な考え方を定めております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

コーポレートガバナンスに関する基本方針<http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/pdf/cgpolicy.pdf>

(5) 取締役候補の個々の指名理由については、定時株主総会招集ご通知「株主総会参考書類」(http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/pdf/asm160531_1.pdf)をご参照ください。

なお、社外取締役の選任理由については、本報告書「2 - 1. 【取締役関係】会社との関係(2)」をご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1】 経営陣への委任の範囲の開示

取締役会は、法令または定款で定められた事項の他、当社グループの経営の基本方針の策定や執行役員の選任および解任等、取締役会規程に定められた当社グループの経営に関する重要な事項について決定を行っております。また、取締役会の決議により定められた一定の事項については、経営会議または稟議手続によって決定することとしております。

【原則4 - 8、4 - 8 - 1、4 - 8 - 2】 独立社外取締役の有効な活用

当社は、社外取締役5名を独立役員に指定し、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っております。詳細は、本報告書「2 - 1. [取締役関係] 会社との関係(2)」をご参照ください。

また、当社の独立社外取締役は、監査等委員会での情報交換・認識共有を行うとともに、経営企画部・秘書室・監査業務室の支援のもと、経営陣との意見交換を実施しております。

今後は、より効果的な独立社外取締役同士の情報交換や、経営陣との連絡・調整ならびに監査等委員会との連携に係る体制整備について、検討してまいります。

【原則4 - 9】 独立社外取締役の独立性基準の開示

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、独立社外取締役の独立性基準を定めております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

コーポレートガバナンスに関する基本方針<http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/pdf/cgpolicy.pdf>

【補充原則4 - 11 - 1】 取締役会のバランス、多様性、規模に関する考え方の開示

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、取締役会のバランス、多様性、規模に関する考え方を定めております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

コーポレートガバナンスに関する基本方針<http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/pdf/cgpolicy.pdf>

【補充原則4 - 11 - 2】 取締役の兼任状況の開示

当社の取締役の、他の会社との主な兼任状況については、株主総会招集通知をご参照ください。

株主総会招集通知<http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/library/generalMeeting.html>

【補充原則4 - 11 - 3】 取締役会の実効性評価の結果の概要の開示

当社は、取締役会の実効性を高めることを目的として、全ての取締役（監査等委員含む）へのアンケート調査、およびその結果を踏まえた取締役会での審議により、取締役会の実効性評価を実施しました。分析・評価結果の概要は以下の通りです。

（構成）

取締役会の規模や、独立社外取締役の割合については概ね適切である。

（討論状況）

各取締役がその知識・経験を活かし、社内・社外の枠を超えて、議論は自由・活発に行われている。

（運営）

2016年度に実施した取締役会の運用改善については、取締役会の実効性向上に寄与していると概ね評価されている。取締役会の実効性の更なる向上を図るべく、2017年4月以降、資料の事前配布の徹底や、議案説明や資料における論点をより明確にする等の運用改善を行っている。

（議題・審議内容）

2016年度は中長期的な経営の方向性や方針についての議論を充実させるべく、取締役会で取り扱う議題の絞り込み等を行った。戦略的な議論をより充実させるべく、2017年4月以降、取締役会で取り扱う議題の更なる絞り込みや、定例取締役会以外での審議機会を設ける等の運用改善を行っている。

今後、当分析・評価を毎年実施することで改善状況を定期的に把握し、取締役会の実効性の更なる向上を図ってまいります。

【原則5 - 1】 株主との建設的な対話に関する方針の開示

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、株主との建設的な対話に関する方針を定めております。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

コーポレートガバナンスに関する基本方針<http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/pdf/cgpolicy.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村ホールディングス株式会社	64,777,500	33.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,828,500	4.60
BNYML - NON TREATY ACCOUNT	7,028,400	3.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	6,847,490	3.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,292,200	3.27
HSBC BANK PLC A / C CLIENTS 1	3,376,900	1.75
THE BANK OF NEW YORK 133972	3,368,612	1.75
野村不動産ホールディングス従業員持株会	3,073,282	1.60
STATE STREET BANK - WEST PENSION FUND CLIENTS - EXEMPT 505233	2,857,433	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,406,200	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松島 茂	学者											
篠原 聡子	学者								○			
大岸 聡	弁護士								○			
山手 章	公認会計士											
小野 顕	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松島 茂		○	同氏は、株式会社CAC Holdingsの社外取締役であります。	同氏は、経営学の専門家として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を活かすことで、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に資することが期待されるため、社外取締役に選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。

篠原 聡子		○	同氏は、日本女子大学家政学部住居学科の教授であります。	同氏は、建築家として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を活かすことで、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現に資することが期待されるため、社外取締役に選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員にしております。なお、同氏が代表を務める会社と当社及び当社の子会社との間で取引がありますが、直近の事業年度における取引額は当社の連結売上高及び同社の売上高の双方からみて2%未満です。
大岸 聡	○	○	同氏は、西村あさひ法律事務所パートナーであります。	同氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化および監査体制充実のため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。なお、同氏がパートナーを務める法律事務所と当社及び当社の子会社との間で取引がありますが、直近の事業年度における取引額は当社の連結売上高及び同事務所の取引高の双方からみて2%未満です。
山手 章	○	○	同氏は、三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役であります。	同氏は、公認会計士として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化および監査体制充実のため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。
小野 顕	○	○	同氏は、スプリング法律事務所パートナーであります。	同氏は、弁護士として長年にわたり活躍され、豊富な知識、経験と幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化および監査体制充実のため、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、同氏の属性や当社との関係等から、一般株主との利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					
監査等委員会の職務を補助するため監査業務室を設置し、配置する専任者は監査等委員の指揮命令に基づき業務を行うこととしております。また、当該専任者に係る人事に関しては、取締役は監査等委員会が選定する監査等委員の同意を得ることとしております。					
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況					

監査等委員会は、会計監査人(新日本有限責任監査法人)からその職務の執行状況について報告を受け、定期的に意見および情報の交換を行うなど緊密な連携を図っております。

また、内部監査部門より内部監査の結果および改善状況ならびに財務報告に係る内部統制の評価の状況等について報告を受けるほか、必要に応じて、内部監査計画の変更、追加監査および必要な調査等について、内部監査部門に勧告または指示を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

経営陣幹部・取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しております。委員の過半数を独立社外取締役が務めることとしており、社内取締役1名および独立社外取締役3名で構成されております。委員会は必要に応じて開催し、取締役および執行役員の指名・報酬に係る事項について審議した上で、その結果を取締役会へ答申いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新5名
---------	------

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役と株主との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の向上を図ることを目的として、平成19年5月18日開催の取締役会において、ストックオプション制度の導入について決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの取締役、執行役員および幹部社員に対し、業績向上へのインセンティブを与えることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期における、当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下の通りです。
(1)役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	ストックオプション (百万円)	賞与 (百万円)	対象となる役員の員数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	516	247	98	171	6

(社外取締役を除く。)					
取締役(監査等委員)	77	57	-	20	2
(社外取締役を除く。)					
社外役員	67	67	-	-	5

(2)報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	ストックオプション (百万円)	賞与 (百万円)
中井 加明三	取締役	提出会社	104	49	19	35
沓掛 英二	取締役	提出会社	104	49	19	35
宮嶋 誠一	取締役	提出会社	102	48	19	35

上記の内容は、事業報告及び有価証券報告書に開示しており、当社ウェブサイトに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年6月26日開催の定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額650百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を、年額150百万円以内としております。

また、当社の取締役報酬は、固定報酬である月次報酬と変動報酬である賞与および株式関連報酬から構成されております。賞与については、当該期の業績を勘案して決定しております。株式関連報酬としては、当社株主との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。行使価格(権利行使時の払込金額)を時価基準により決定する時価型ストックオプションと行使価格を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションを併用しております。なお、取締役の報酬決定の方針を、中長期的な経営計画を踏まえて、より具体的なものとするため、客観的で透明性の高い報酬決定に際する手続きとあわせて、今後検討してまいります。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)のサポートについては、経営企画部が適宜必要な説明・情報提供等を行うこととしております。また、監査等委員会の職務を補助するため監査業務室を設置し、専任者を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 企業統治の体制の概要とその採用理由

(1)取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名(うち社外取締役2名)および監査等委員である取締役5名(うち社外取締役3名)で構成され、経営の基本方針等重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行と執行役員の業務執行を監督しております。また、社外取締役を招聘することにより、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図っております。

(2)監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が経営監視の役割を担っております。監査等委員会は、当社の内部統制システムを活用した監査を行い、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役、執行役員、業務執行部門に対して報告を求めることができる体制としております。

(3)執行役員制度

従来取締役が担ってきた経営の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、執行機能の拡充を図ることで、グループ経営を強化することを目的に執行役員制度を導入しております。取締役会で選任された各執行役員は、社内規程等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針および社長執行役員の指示の下に業務を執行しております。

(4)経営会議

経営会議は取締役会長、社長執行役員および執行役員で構成され、グループ会社全般の業務執行に関する一定の事項を決定しております。また、監査等委員である取締役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(5)指名報酬諮問委員会

経営陣幹部・取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しております。委員の過半数を独立社外取締役が務めることとしており、社内取締役1名および独立社外取締役3名で構成されております。委員会は必要に応じて開催し、取締役および執行役員の指名・報酬に係る事項について審議した上で、その結果を取締役会へ答申いたします。

2. リスク管理体制、コンプライアンス体制、内部監査体制および監査等委員会監査体制の整備状況等

(1)リスクマネジメント体制

グループ内におけるリスク管理活動を推進するため、当社及びグループ会社の取締役、執行役員等をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会では、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティに関する事項について審議するとともに、リスク発生時の対応策についても協議いたします。

(2)コンプライアンス体制

当社グループでは、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付けており、その指針として「野村不動産グループ倫理規程」を策定しております。さらに、当社にリスクマネジメント委員会及びグループコンプライアンス部を設置し、役職員に対し継続的な教育、啓蒙活動をグループ一体で推進するとともに、グループ各社への助言、指導及び支援を行っております。また、リスク情報収集の観点から、グループ職員の内部通報窓口「野村不動産グループ・ヘルプライン」を設置しております。なお、当社は、内部通報者に対して、その通報の機密を保証し、通報したことによる不利益な取扱いを禁止しています。

(3)内部監査体制

当社グループでは、一部の小規模な会社を除き、各社に内部監査部門を設置しております。同部門は、取締役社長直轄もしくは事業部門を兼務しない担当役員を置き、組織上の独立性を保っております。

加えて、当社にグループ監査部を設置し、会計監査人と連携を図りながら、グループ全体の内部監査機能の統括、モニタリング、評価と当社内の各部の監査を行っております。また、監査の結果は、取締役会に報告するとともに、監査等委員会にも報告する体制としております。

(4)監査等委員会監査体制

監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて追加監査と必要な調査を勧告、指示することができる体制としており、また、随時、会計監査人とも連携を図りながら、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監査、監督しております。

監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しています。当社は、監査等委員会の職務を補助するため監査業務室を設置して、専属のスタッフを配置し、監査実務の実効性を高める施策を講じております。

なお、監査等委員折原隆夫は長年に亘り財務及び会計業務に従事した経験を、監査等委員藤谷茂樹は長年に亘り財務及び監査業務に従事した経験を有し、また、監査等委員山手章は公認会計士の資格を有しており、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(5)会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、定期的監査のほか会計上の課題について随時協議、確認し、適正な会計処理に努めております。業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 金子 秀嗣

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹之内 和徳

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中桐 徹

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

また、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

公認会計士7名 会計士補等5名 その他4名

(6)責任限定契約の内容

当社は、業務執行取締役以外の取締役である吉川淳、松島茂、篠原聡子、折原隆夫、藤谷茂樹、大岸聡、山手章及び小野頭との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に規定する金額の合計額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役以外の取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能を強化することを目的として、監査等委員会設置会社という経営形態を選択しております。

また、複数の社外取締役の招聘や、指名報酬諮問委員会の設置により、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ることに加え、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、内部監査体制を確立するとともに、各々について定期的に取締役会での報告を行うことで、取締役会による、取締役の職務執行と執行役員の業務執行の監督を実効性あるものとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限（開催日の2週間前）より早期に発送しております。 平成29年の招集通知発送日は6月7日、株主総会開催日は6月29日
電磁的方法による議決権の行使	平成22年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を実施するとともに、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	平成22年6月開催の定時株主総会より、英訳版招集通知（要約）を提供しております。
その他	当社ホームページにて株主総会招集通知（英訳版を含む）を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の経営戦略や財務状況等に関する情報を「正確」「公平」かつ「適時」に提供し、その内容を的確に理解していただけるよう努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、東京証券取引所等が主催するIRイベントや証券会社の支店の場を活用して、個人投資家を対象とした会社説明会を定期的の実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、第2四半期決算、期末決算発表後の決算説明会の場において、代表者が業績や経営戦略等を説明するとともに、ホームページ上で、説明会の動画を公開しております。加えて、各四半期決算発表日の電話会議、及び事業説明会や物件見学会等を実施することで、アナリストや機関投資家の当社への理解の促進に努めております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、海外投資家向けに、決算情報や決算説明会の英語動画等の配信を定期的の実施しております。この他、代表者若しくは取締役が、米国、欧州、アジアをはじめとする海外投資家を個別訪問し、業績や経営戦略を説明する等、海外投資家の当社への理解の促進に努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、ホームページ上の「投資家情報サイト」において、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。また、株主総会や決算発表後の決算説明会の動画を公開しております。 和文URL： http://www.nomura-re-hd.co.jp/ir/ 英文URL： http://www.nomura-re-hd.co.jp/english/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、コーポレートコミュニケーション部に、専任担当者を設置し、「正確」「公平」「適時」に当社の経営戦略や財務状況等に関する情報を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営体制においては、ステークホルダーからの信頼を得られる企業グループを目指し、適切な企業情報の開示、環境に配慮したうえでの事業活動、事業活動を通じた社会への貢献等、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR委員会およびコーポレートコミュニケーション部を設置し、グループ一体でCSR活動を推進する体制を整備しております。また、重点テーマとして、「安心・安全」、「環境」、「コミュニティ」、「健康・快適」の4つを掲げ、これらに基づき、社会に向けた価値創造における活動内容を、「CSR報告書」に取りまとめ、社内外に報告しております。

その他

「良質な住宅・オフィス等社会資本の開発や不動産に関連する様々なサービスの提供」を通じ、顧客や社会と共に栄え、成長し続けることを責務と考えます。
そのために、グループ全体での高い収益性と成長性を実現し、企業価値の一層の向上を目指しております。
また、適時に、公正に、かつ均質に、有用な情報の提供に努め、法定開示項目以外の事項についても、ホームページや決算説明会などを活用し、広く積極的な情報開示に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および執行役員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を取締役会において定め、取締役および執行役員は率先垂範して同規程を遵守する。
- (2) 取締役会への付議および報告の基準となる「取締役会規程」および「決裁および手続きの運用ガイドライン」を定め、取締役および執行役員は同規程および同ガイドラインに則り職務を執行する。
- (3) 取締役および執行役員の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の管理体制と情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「情報セキュリティ規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録その他取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の職務執行に係る情報が記載された文書を、常時、取締役、執行役員から閲覧の要請があった場合にすみやかに閲覧できるよう適切な場所に保管するとともに、定められた期間保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は「リスク管理規程」に則りリスク管理全般を統括し、相互牽制機能の実効性が確保される体制を整備するとともに、適切な人員配置、人材育成のための教育、リスク管理の役職員への周知徹底および事故防止のための適切な方策の策定を行う。
- (2) 経営にかかるリスクに関する審議を行うため、取締役会において指名された当社およびグループ各社の取締役、執行役員等で構成される「リスクマネジメント委員会」を設置し、「リスク管理規程」および「リスクマネジメント委員会運営規程」に則り、リスクの定期的なモニタリング、評価および分析を行うとともに、企業経営、事業展開に伴い遭遇するリスクに関し、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等について対応策の基本方針を審議する。
「リスクマネジメント委員会」は原則として月1回、必要あるときは臨時に開催し、3ヶ月に1回以上、審議内容を取締役会に報告する。
- (3) 緊急を要する重要なリスクが発生した場合には「リスク管理規程」に則り、リスクマネジメント委員会委員長ならびに「リスク管理規程」に定めるグループのリスク管理、広報、関係会社管理、総務および財務に関する業務を所管する部室店の担当執行役員および部室店長が協議のうえ対応策の基本方針を決定し、当社およびグループ会社はこの方針に則った対応を行う。

4. 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行に関する意思決定を機動的に行っていくため、グループ会社全体の業務執行に関する事項のうち、取締役会の決議により定められた一定の事項について、経営会議または稟議手続きを経て決定する。
- (2) 経営の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、執行機能の拡充を図ることで、グループ経営を強化することを目的に執行役員制度を導入する。
- (3) 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し担当業務を定め、会社の業務を委任する。各執行役員は社内規程等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針、業務執行に関する経営会議での決定事項および社長執行役員の指示の下に業務を執行する。
- (4) 取締役会において、年度予算および中期経営計画の策定を行うとともに、月次での進捗状況管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は持株会社であることから、当社単独ではなく企業グループ全体を対象とした以下のコンプライアンス体制を構築する。

- (1) お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を定め、その遵守を徹底する。
- (2) 当社に「リスクマネジメント委員会」およびグループコンプライアンス部を設け、コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員に対し、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。
- (3) グループ各社共用の内部通報制度「野村不動産グループ・ヘルプライン」を設置する。通報および相談の窓口を内部（リスクマネジメント委員会委員長およびグループコンプライアンス部）と外部（弁護士および外部委託会社）にそれぞれ設ける。また、当該通報者に対しては、通報内容の機密を保証し、あわせて通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを行わない。

6. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびその子会社からなる企業集団は、持株会社である当社を軸に野村不動産グループを形成している。野村不動産グループでは、業務の適正を確保するために、下記の体制を整備する。

- (1) お客様、社会とともに栄え、信頼を得られる企業グループを目指し、役職員一人ひとりが心がけるべき行動を示した「野村不動産グループ倫理規程」を定め、その遵守を徹底する。
- (2) 当社に「経営会議」を設置し、グループ経営に関する重要事項およびグループ会社全体の業務執行に関する事項を審議するとともに、グループ会社全体の業務執行に関する一定の事項を決定する。また、これらを通じて、グループ経営の意思統一を図る。
- (3) 当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体における内部統制に関する事項およびグループ経営にかかわるリスクに関する事項の審議を行い、情報の共有を図る。
- (4) 当社において、「関係会社管理規程」を定め、グループ各社において重要事項を決定する際には、事前に当社との協議または当社への報告を求める。
- (5) 当社にグループ監査部を設け、「グループ内部監査規程」に則り、各グループ会社が行う内部監査のレビューを実施することで、グループ全体の監査品質の維持向上を図る。
- (6) 当社に「CSR委員会」およびコーポレートコミュニケーション部を設け、グループ全体でのCSR意識の向上を図るため、継続的な教育、啓蒙活動を推進する。
- (7) グループ各社共用の内部通報制度「野村不動産グループ・ヘルプライン」を設置する。通報および相談の窓口を内部（リスクマネジメント委員会委員長およびグループコンプライアンス部）と外部（弁護士および外部委託会社）にそれぞれ設ける。また、当該通報者に対しては、通報内容の機密を保証し、あわせて通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを行わない。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法等にもとづき、野村不動産グループの財務報告の信頼性を確保するために、グループの「財務報告に係る内部統制規程」を定め、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行うとともに、その有効性を評価する。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を

除く)からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助するため監査業務室を設置し、配置する専任者は監査等委員の指揮命令に基づき業務を行う。当該専任者に係る人事に関しては、取締役は監査等委員会が選定する監査等委員の同意を得なければならない。

9. 取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告するための体制、子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の監査役は、当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、法令または定款に違反するおそれのある事項が発生した場合には、その内容につき監査等委員会にすみやかに報告を行うものとする。

(2)グループ監査部は監査等委員会に対して、内部監査の結果および改善状況ならびに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。

(3)当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員からの求めがあった場合、各社における業務の執行状況につき報告を行うものとする。

(4)「野村不動産グループ・ヘルプライン」への通報については、リスクマネジメント委員会委員長が監査等委員会が選定する監査等委員に通報内容を報告する。

(5)前各号の報告者に対しては、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行上必要と認める費用を負担するものとする。また、監査等委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会は、取締役社長と定期的に意見を交換する場を持つこととする。

(2)監査等委員は、当社の重要な会議体である「経営会議」、「CSR委員会」、「予算委員会」、「リスクマネジメント委員会」、「IT戦略委員会」および「賃貸資産戦略委員会」へ出席し、業務執行状況に関する情報を収集し、意見を述べることができる。

(3)監査等委員会が選定する監査等委員は、当社およびグループ会社に対して業務の執行状況の説明または報告を求めるほか、必要に応じて業務および財産の状況を調査することができる。

(4)監査等委員会は、会計監査人およびグループ監査部と、会社の監査に関して定期的に意見および情報の交換を行うなど緊密な連携をはかる。

(5)グループ監査部は、内部監査に係る計画の策定について監査等委員会の同意を得なければならない。また、監査等委員会は、必要に応じて、内部監査計画の変更、追加監査および必要な調査等について、グループ監査部に勧告または指示することができる。

(6)グループ監査部の責任者の人事については、取締役は監査等委員会と事前に協議を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

野村不動産グループでは役職員全員が遵守すべき規程である「野村不動産グループ倫理規程」の中で、「反社会的勢力の排除」を定めており、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針としております。

野村不動産グループ倫理規程 第29条(反社会的勢力の排除)

野村不動産グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、公正な経済活動の障害となる反社会的勢力や団体との関係を一切遮断するものとする。また、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨みこれを一切拒絶するものとする。

この基本方針に則り、具体的な対応に関してはマニュアルを整備するとともに、社内体制としては組織的な対応を推進するための統括部署および不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力関連情報の収集・蓄積および管理を行っております。また、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための対応に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る企業姿勢

当社企業グループは、「野村不動産グループ企業理念」及び「野村不動産グループ倫理規程」の下、社会の一員として社会的責任を果たすため、適時、的確、適切な情報開示に努めます。

2. 適時開示に係る開示体制

(1) 会社情報の収集

当社の会社情報については、当社各部門担当者から情報収集担当部門（経営企画部）を通じて、情報取扱責任者（コーポレートコミュニケーション部担当役員）に情報を集約しております。また、グループ各社の会社情報については、グループ会社担当者から情報収集担当部門（経営企画部）を通じて、情報取扱責任者（コーポレートコミュニケーション部担当役員）に情報を集約しております。緊急性の高い「発生事実」については、リスクマネジメント委員会委員長を通じて、情報取扱責任者（コーポレートコミュニケーション部担当役員）に情報を集約しております。

(2) 会社情報の適時開示の要否判断

上記体制により集約された会社情報について、適時開示の要否について判断を要する場合、情報取扱責任者（コーポレートコミュニケーション部担当役員）は、必要に応じて、関係部署の部長、担当役員等の中から機動的に情報開示検討チームを編成し、適時開示の要否、開示内容等について検討を行い、適時開示の要否判断を行うとともに、取締役社長に報告することとしております。

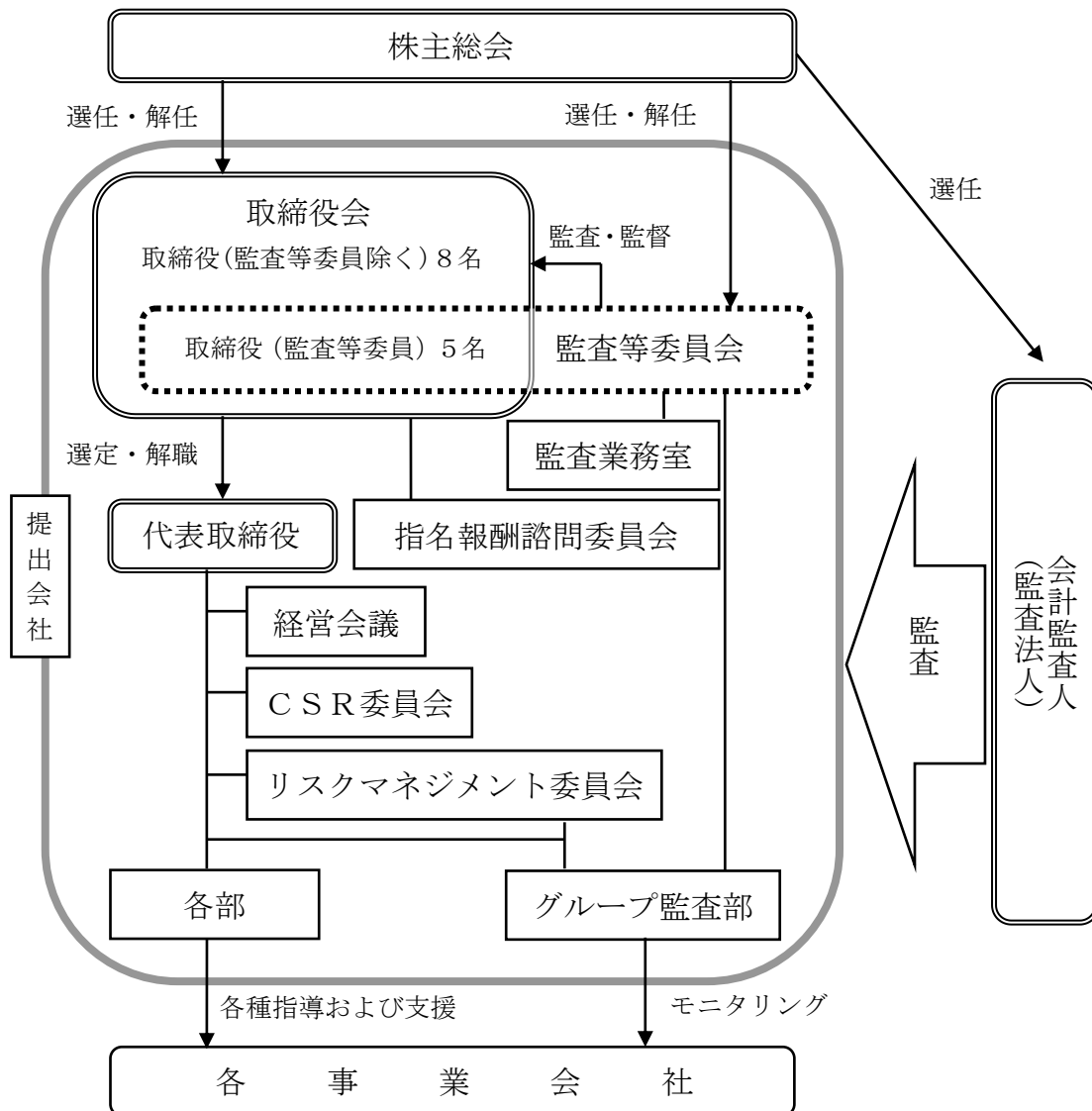
(3) 適時開示

適時開示規則上、開示しなければならない会社情報または適時開示が必要と判断された会社情報は、情報取扱責任者（コーポレートコミュニケーション部担当役員）の指示により、適時開示担当部門（コーポレートコミュニケーション部）において、適時開示作業を行います。適時開示に当たっては、適時開示担当部門（コーポレートコミュニケーション部）が公表資料を作成し、情報取扱責任者（コーポレートコミュニケーション部担当役員）の承認のうえ、公表いたします。

3. 適時開示体制のモニタリング

当社は、内部監査業務を行う部署として、グループ監査部を設置しております。グループ監査部は、上記に記載した適時開示体制の整備運用状況に関するモニタリングを行います。また、各監査等委員は、取締役会等の当社の重要な会議体へ出席する他、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役等からの報告聴取、書類の閲覧などの方法により、上記適時開示体制が適正に機能しているか、調査を実施いたします。

以上の体制の下、開示情報の正確性及び適切性の維持向上に努めます。



＜適時開示体制図＞

